株主各位

名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番

禁システムリサーチ

代表取締役社長 平 山 宏

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が要請されるに至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記の「議決権 行使方法のご案内」をご参照のうえ、2020年6月25日(木曜日)午後6時まで に議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 2020年6月26日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番 当社本社 7 階会議室
- 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第40期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2. 第40期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権行使方法のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。是 非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権の 行使は、以下の3つの方法がございます。

[当日ご出席いただける場合]

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源 節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

[書面により議決権を行使される場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020 年6月25日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずにご提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

[インターネットにより議決権を行使される場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、2020年6月25日(木曜日)午後6時までに議案に対する賛否をご入力ください。詳細につきましては、4頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.sr-net.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.sr-net.co.jp) に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.sr-net.co.jp)より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申し上げます。
- ・議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い 感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際し ては、できるだけインターネットにより議決権行使をいただきたくお願い 申し上げます。
- ・会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご 来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。 なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。
 - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で 応対をさせていただきます。
- ・本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます。)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使のご案内

書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」 (下記URL)にて議決権を行使可能です。ご希望の方は、以下の2つの方法で「議決権行使ウェブサイト」にログインできます。

[QRコードを読み取る方法]

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。なお、QRコードを用いたログインは1回限り可能です。

再行使する場合は、「ログインID・仮パスワードを入力する方法」にてログインしてください。

[ログイン I D・仮パスワードを入力する方法]

議決権行使ウェブサイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載のログインIDおよび仮パスワードにてログインすることができます。なお、セキュリティ確保のため、仮パスワードでのログインの際には、株主様ご指定による任意のパスワードにご変更ください。

議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

ログイン後は、画面の案内に従ってご入力ください。行使期限は、2020年6月25日(木曜日)午後6時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

ご利用時の注意事項について

- ◎ 書面とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットで重複行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ◎ ログインⅠDおよびパスワード(株主様が変更されたものを含みます。)は今回のみ有効です。 次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ◎ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ◎ ログインIDおよびパスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。 なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- ◎ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、 画面の案内に従ってお手続きください。
- ◎ 議決権行使ウェブサイトは、一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問合せ先】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0 1 2 0 − 1 7 3 − 0 2 7 (受付時間 9:00~21:00)

事 業 報 告

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦や世界経済の不確実性などから先行きの不透明感が覗くものの、企業収益の向上や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、2020年に入って新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による国内外の経済活動への影響が懸念されるようになり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

一方、当社グループが属する情報サービス産業におきましては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計」によると、2020年2月の情報サービス業の売上高合計は前年同月比4.4%増と、17か月連続して増加となりました。主力の「受注ソフトウェア」は前年同月比3.8%増加、「ソフトウェアプロダクツ」は同11.3%増加、「システム等管理運営受託」は同2.5%増加となりました。

このような経営環境の中、当社の主要顧客である自動車関連製造業をはじめ製造業、非製造業にかかわらず I T投資需要が旺盛となっておりますが、一方でその影響などにより I T技術者が不足している状況が続いております。

その結果、業務区分別の売上高につきましては、企業のシステム構築を中心とするSIサービス業務は、自動車関連製造業をはじめ製造業や流通業、サービス業などからのIT投資需要が堅調に推移したことにより、売上高は6,802百万円(前年同期比11.0%増)となりました。また、ソフトウエア開発業務では、既存顧客からの継続受注が安定的に確保でき堅調に推移したことに加え、新規顧客などからの案件を積極的に受注した結果、売上高は8,565百万円(前年同期比17.3%増)となりました。ソフトウエアプロダクト業務におきましては、パッケージソフトウエア「BIG給与計算Neo」、「BIG財務会計Neo」などの消費税増税対応版の売上本数が伸びたことなどにより、売上高は583百万円(前年同期比29.0%増)、商品販売ではパソコン・

情報機器、ソフトウエア等の商品仕入れ販売により、売上高は202百万円(前年同期比5.2%減)となりました。その他WEBサイトの運営ならびにクラウドサービス(SaaS)等での売上高は96百万円(前年同期比54.4%増)となりました。

利益面におきましては、顧客企業のIT投資は引き続き堅調に推移しており、受注量の増加に伴いIT技術者稼働率は高稼働を維持しております。また、経費削減策を継続するとともに、PRM(プロジェクト・リスク・マネジメント)活動に引き続き取り組むことにより利益改善につながりました。

なお、当連結会計年度における新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響は軽微であり、以上の結果、当期における連結業 績は、売上高16,250百万円(前年同期比14.8%増)、営業利益1,723百 万円(前年同期比33.4%増)、経常利益1,737百万円(前年同期比33.5 %増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,237百万円(前年同期比34.4%増)となりました。

(2) 対処すべき課題

世界的な広がりをみせている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) による影響から、国内外の景気や企業活動など先行きに対する懸念材料が多く、先行き不透明な事業環境のなかではあるものの、5G(第5世代移動通信システム)によるインフラ整備、AI(人工知能)やRPA(ロボティックプロセスオートメーション)の活用による生産性向上、デジタルトランスフォーメーション (DX)による新たな価値創造、これらによる事業拡大や新規事業創出等、顧客のニーズは多様化・高度化しています。今後も、顧客の更なるビジネス成長に加え、SDGs(持続可能な開発目標)、ESG(環境・社会・ガバナンス)に代表される環境や社会課題の解決に向けても、ITの果たす役割は拡大するとともに、よりいっそう重要になっていくものと考えられます。

当社グループとしましては、このような企業のビジネス課題に対する提案力、コンサルティングの強化に努め、顧客の期待レベルを超えるサービスの実現を目指し、サービス品質の向上に取り組み、経営基盤の安定化と事業拡大に向けて、「SIサービス事業において顧客密着、よりエンドユーザ指向により事業拡大」、「今までとは異なるビジネススキームを模索し、2つ目のコア事業を創出」、「デジタルトランスフォーメーション(DX)関連技術など、顧客要求に答えられるスキル習得、人材育成」、「組織の拡大と管理体制の拡充」、「エンゲージメントを高める新キャリアパス制度の確立」など、5項目を重要な経営課題として取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考】

ESGに対する当社の取り組みと、サステナブルな社会の実現に向けて

2015年9月の国連総会で、「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択され、より良き将来を実現するため、貧困、食料、エネルギー、環境など17の目標に向けた取り組みがスタートしました。当社グループが持続的に成長していくためには、事業を通じて社会の持続的な発展に貢献していくことが必要不可欠です。社会の一員としての責任を果たすべく、日々様々なサステナビリティの課題に取り組んでまいります。

	注力項目	考え方	主な取り組み
環境	9 産業と技術革新の 12 つくる責任	社会的に求められるITサービスやソリューションの提供を通じて、複雑化する社会課題の解決に貢献します。	・冷暖房の温度の適正化 ・省エネ型商品・機器の 利用 ・社有車のエコカーへの 切り替え ・環境・社会的課題に対 するITサービスの提 供
社会	3 対 での人に 4 対 の高い教育を みんなに	優秀な人材の採用・定 着化、様々なプログラム 整備による育成、多様な 人材の活躍や「働きやら い、やりがいのあるる 社」に向けて、持続的に 価値を生み出せる組織作 りに取り組んでいます。	・顧客保護と情報セキュ リティ ・人材育成 ・ダイバーシティ ・働きやすい環境作り (ワーク・ライフ・バラ ンス推進) ・女性活躍推進
ガバナンス	10 大が日の不平等	ITサービスを、安心かつ安全にご利用いただくために、品質管理の徹底、情報セキュリティ・個人情報保護、コンプライアンスなどの取り組みを行っています。	・2019年6月より「監査等委員会設置会社」に移行 ・PRM(プロジェクト・リスク・マネジメント)活動の強化・財務の健全性と透明性の確保・法令順守と違反の報告

(3) 設備投資等の状況 特記すべき事項はありません。

(4) **資金調達の状況** 特記すべき事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況 該当する事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務 の承継の状況 該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

	区	分		第 37 期 (2016年度)	第 38 期 (2017年度)	第 39 期 (2018年度)	第40期(当期) (2019年度)
売	上	高	(千円)	11, 539, 383	12, 716, 090	14, 151, 681	16, 250, 973
経	常利	益	(千円)	924, 900	988, 882	1, 300, 963	1, 737, 304
親会社株	主に帰属する当其	期純利益	(千円)	641, 049	666, 488	920, 346	1, 237, 566
1株当	首たり当期紅	鯏益	(円)	76. 69	79. 73	110. 11	148. 06
総	資	産	(千円)	7, 653, 073	8, 514, 758	9, 547, 134	10, 692, 611
純	資	産	(千円)	4, 140, 172	4, 667, 259	5, 377, 848	6, 294, 330

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018 年2月16日) 等を第39期の期首から適用しており、第38期に係る財産および 損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- (注) 2.2019年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第 37期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益 を算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区	分	第 37 期 (2016年度)	第 38 期 (2017年度)	第 39 期 (2018年度)	第40期(当期) (2019年度)
売 上	高 (千円)	11, 531, 446	12, 708, 415	14, 144, 271	16, 242, 593
経常利	益 (千円)	925, 829	987, 044	1, 295, 158	1, 729, 153
当期純利	益 (千円)	642, 000	665, 652	916, 767	1, 232, 932
1株当たり当期純	利益 (円)	76. 80	79. 63	109.68	147. 51
総資	産(千円)	7, 699, 485	8, 498, 687	9, 523, 853	10, 738, 518
純 資	産(千円)	4, 174, 322	4, 653, 341	5, 358, 326	6, 338, 944

- (注) 1. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第39期の期首から適用しており、第38期に係る財産および 損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
- (注) 2. 2019年10月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行いましたが、第 37期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算出しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

名 称	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社ソエル	20,000千円	75%	ソフトウエア開発

(11) 主要な事業内容

- ① SIサービス業務
- ② ソフトウエア開発業務
- ③ ソフトウエアプロダクト業務
- ④ 商品販売
- ⑤ その他

(12) 主要な事業所

① 当社

本 社 名古屋市中村区 開発センター 名古屋市中村区 技術センター 名古屋市中村区 情報センター 名古屋市中村区 東京支店 東京都新宿区 大阪支店 大阪市西区

② 子会社

株式会社ソエル 岐阜県大垣市

(13) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,000名	57名増	33.8歳	8.4年

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
988名	56名増	33.8歳	8.4年

(14) 主要な借入先の状況

		借			入			5	ŧ		借	入	金	残	高
المال	-15-	^		41	10	7		.2.	٨٥	/ 				40	千円
株	式		1	社	り	そ		な	銀	行				49	2, 490
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行				35	0, 059
株	式	会	社	Ξ	. ;	岸	住	友	銀	行				18	6, 129
株	式	会	: 1	社	み	す	2	ほ	銀	行				16	3, 911
日	本	生	命	保	<u> </u>	倹	相	互	会	社				14	4, 772
株	式		会	社		+	7	Ϊ,	銀	行				13	8, 876

(15) その他企業集団の現況に関する重要

当社は2019年6月26日開催の第39回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 27,200,000株

(2) 発行済株式の総数 8,360,000株 (自己株式1,928株を含む)

(3) 単元株式数 100株

(4) 株主数 3,542名

(5) 大株主

株	Ē	È	名	持株数(株)	持株比率(%)
山	Ш	敏	行	1, 365, 800	16. 34
システ	ムリサー	チ従業員	持株会	641, 764	7. 67
伊	藤	範	久	392, 000	4. 69
日本マスタ	ートラスト信詞	迁銀行株式会社	(信託口)	322, 400	3. 85
STATE STREET I	BANK AND TRUST CLI	ENT OMNIBUS ACCOUNT	OMO2 505002	267, 000	3. 19
布	目	秀	樹	228, 000	2.72
株式	会 社 豊	通シス	コム	200,000	2. 39
大	澤	3 出	巳	183, 000	2. 18
日本トラステ	ティ・サービス作	言託銀行株式会社	(信託口)	160, 700	1. 92
久	保日	日 信	治	131, 200	1.56

(注) 持株比率は、自己株式1,928株を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

2019年10月1日付で1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたしました。これにより、発行可能株式総数は13,600,000株増加して27,200,000株、発行済み株式総数は4,180,000株増加して8,360,000株となっております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2020年3月31日現在)

		(2020年3月31日96日)
会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 田 敏 行	株式会社ソエル取締役
代表取締役社長	平 山 宏	株式会社ソエル取締役、自動車システ ム事業部担当
取 締 役	布 目 秀 樹	
取 締 役	梅本美恵	産業システム事業部、大阪支店担当
取 締 役	秋 山 政 章	製造システム事業部、A I ソリューション部担当
取 締 役	渡邉貴文	東京システム事業部、イリイソリュー ション部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	上 田 美代子	株式会社ソエル監査役
取 締 役 (監査等委員)	安 井 悟	
取 締 役 (監査等委員)	近 藤 登	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	越川靖之	株式会社シンクエンタ代表取締役

- (注) 1. 監査等委員会は情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を選定しております。
 - 2. 取締役のうち安井悟、近藤登、越川靖之の3氏は社外取締役であります。
 - 3. 監査等委員上田美代子氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、 財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員安井悟氏は、会社経営に係る豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 5. 監査等委員近藤登氏は、会社経営に係る豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 - 6. 監査等委員越川靖之氏は、会社経営等に係る豊富な経験および幅広い見識を有しております。また、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

- ① 当社は、2019年6月26日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員会設置会社に移行しました。これに伴い、上田美代子、西河直、越川靖之、大河内一弘の各氏は、任期満了により監査役を退任しております。
- ② 2019年6月26日開催の第39回定時株主総会において、秋山政章、 渡邉貴文の両氏は、新たに監査等委員でない取締役に、上田美代 子、安井悟、近藤登、越川靖之の4氏は、監査等委員である取締 役に選任され、就任しております。
- ③ 2019年12月28日片桐慎司氏は逝去され、同日をもって取締役を退任しております。 なお、退任時の担当はAIソリューション部ならびに大阪支店で

なお、退任時の担当はAIソリューション部ならびに大阪支店であります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員との間において、会社法第423条第1項の 賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償 責任限度額は法令が定める最低限度額となります。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数(人)	報酬等の総額 (千円)
取締役(監査等委員を除く) (うち、社外取締役)	9 (2)	141, 528 (2, 100)
取締役(監査等委員) (うち、社外取締役)	4 (3)	22, 950 (12, 150)
監 査 役 (うち、社外監査役)	4 (3)	6, 450 (3, 150)
合 計	17	170, 928

(注) 当社は、2019年6月26日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。なお、監査役の報酬等の総額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員)の報酬等の総額は当該移行後の期間に係るものであります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係 取締役(監査等委員)越川靖之氏は、株式会社シンクエンタ代表取締役を兼務しております。なお、同社と当社の間には、特別な関係はありません。
- ② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員(業務執行者であるものを除く)の親族関係 該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度におきまして、取締役会を計27回および監査等委員会を計10回開催し、安井悟、近藤登の両氏は、すべての取締役会ならびに監査等委員会に出席し、社外の経験、見識に基づいた見地から発言を行っております。

越川靖之氏は、取締役会ならびに監査等委員会のすべてに加え、当 事業年度開催の監査役会4回のすべてに出席し、社外の経験、見識に 基づいた見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	金額 (千円)
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	20, 000
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業 務に係る報酬等の額	3, 300
当社および当社の子会社が支払うべき金銭 その他財産上の利益の合計額	23, 300

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが、当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融 商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記 の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、経営上必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任または不再任とした理由を報告いたします。

当社の監査等委員および監査等委員会は、監査法人に対して評価を 行っています。この評価については、会計監査人の独立性、品質管理 の状況、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況を把握 し、当社の会計監査人としての妥当性を評価しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社は、会社法(第362条第4項第6号)の規定により、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を図り、その基本方針を会社法施行規則(第100条)に沿って定めることにより、当社および関係会社の企業統治の実効性を高めることで、経営の持続的な安定・発展を果たすことを目的としております。

- ① 当社ならびに子会社の取締役、執行役員および使用人(以下、「従業員」という)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社ならびに子会社の取締役、執行役員および従業員の法令・定款 および企業倫理の順守を徹底するため、「企業行動憲章」および 「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンスの維持 向上を図り、取締役、執行役員および従業員に対する教育・研修を 行い、「コンプライアンス」の徹底および問題の早期発見に努める。 また、法令および定款等の違反行為に対しては厳正に処分する。
 - ・公益通報者保護法に基づく内部通報窓口を設け、法令違反行為等の 予防・早期発見に努め、迅速かつ効果的な対応を図る。
 - ・内部監査室は、当社および子会社のコンプライアンスの状況・業務 の適正性に関する内部監査を実施し、その結果を定期的に、取締役 社長および監査等委員会に報告する。また、内部監査室は、会計監 査人と定期的に会合をもち、情報の交換に努める。
 - ・財務報告に係る内部統制の整備に取り組み、その整備状況および運用状況を内部監査室によって評価することで、経営上のリスクの早期発見に努める。
 - ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で組織的に対応するものとし、反社会的勢力との取引関係の排除、その他一切の関係を排除する。また、警察、弁護士等の外部機関や関連団体との信頼関係の構築と情報交換等を行うこと

で、反社会的勢力排除に係る連携体制を維持する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 取締役は、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務の執行に 係る文書、その他の情報については、「文書管理規程」および情報セ キュリティマネジメントシステム(ISMS)における運用ルール等 に基づき、適切に保管および管理する。監査等委員会は、取締役の職 務の執行を監督・監査するために必要とするときは、これらの文書を いつでも閲覧できるものとする。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・企業経営の中で考えられるリスクについては、「コンプライアンス管理規程」「危機管理規程」「内部監査規程」等の社内規程および情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)における運用ルールを整備するとともに、必要な教育・訓練を実施し、組織的横断的な監視を可能にする体制を構築する。
 - ・業務執行におけるリスクは、取締役および執行役員がその対応について責任を持ち、重要なリスクについては、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会および危機管理委員会にて分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとする。
 - ・新たに発生した経営上の重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応の責任を持つ取締役を選定し、対応について決定するものとする。
 - ・当社および子会社の取締役、執行役員および従業員は、会社に著し い損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委 員会へ報告する。
 - ・内部監査室は、全社的なリスク管理体制の構築・運用状況について 内部監査を実施し、その結果を定期的に、取締役社長および監査等 委員会に報告する。
- ④ 当社ならびに子会社の取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の意思決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ・業務の運営については、中期経営計画および年次経営計画を立案し 全社的な目標を設定する。各部門においては、該当目標の達成に向 けて具体的施策を立案し実行する。
- ・職務執行が効率的に行われるよう経営会議を毎月1回開催し、施策 および効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図 る。
- ⑤ 当社および子会社における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は子会社と緊密な連携のもと、「企業行動憲章」および「コンプライアンス管理規程」の周知を図るとともに業務の適正性の確保に努める。
 - ・当社および子会社におけるリスク管理をはじめとする業務遂行上の 内部統制に関する協議、情報の共有、指示・要請の伝達・相談・通 報、コンプライアンス推進に係る教育、研修等が効率的かつ適正に 行われる体制を整備する。
 - ・子会社に対し、必要に応じて取締役を派遣し、子会社の経営の健全 化、効率性の確保を図る。子会社の業務執行の状況については、定 期的に当社の経営会議において報告する。子会社を担当する取締役 は、随時、子会社から業務執行の状況の報告を求める。
 - ・子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に定める当社における承認事項および報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。子会社は、「関係会社管理規程」に定める事項について機関決定する前に当社の承認を受けるものとし、また、同規程に定める事項について当社へ報告するものとする。
 - ・内部監査室は、独立した立場から調査および監査を実施し、監査結果を定期的に、当社の取締役社長および監査等委員会に報告する。 内部監査室は、監査等委員会より調査指示があるものに対して、速 やかに調査を実施し監査等委員会に報告を行う。報告事項について、監査等委員会が改善の必要性があると認める場合、被監査部門 に対し改善を指示する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員 の当社の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項ならび に当該従業員に対する実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会が職務を執行する上で、補助すべき従業員を要する場合、内部監査室の所属員を監査等委員会の職務を補助すべき従業員 (以下、「監査等委員会スタッフ」という)とし、当該所属員が監査 等委員会スタッフを兼務する。
- ・監査等委員会スタッフは、監査等委員会の職務を補助するに際して は、監査等委員会の指揮命令のみに従うものとし、監査等委員会よ り指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務より優先す るとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員でない取締 役の指揮命令を受けない。
- ・監査等委員会スタッフの異動・評価・懲戒処分については、監査等 委員会の事前の同意を必要とする。
- ⑦ 当社および子会社の監査等委員でない取締役、執行役員および従業員等が監査等委員会に報告するための体制ならびに監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当社および子会社の取締役および執行役員は、取締役会および経営 会議において随時その担当する業務執行の報告を行う。
 - ・当社および子会社の取締役、執行役員および従業員は、監査等委員 会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合や会社 に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監 査等委員会へ報告する。
 - ・内部監査室は、定期監査および監査等委員より指示あるものに対して、監査等委員会に対し、当社および子会社における内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。
 - ・当社および子会社の取締役および従業員等は、「内部通報制度」に て事務管理部担当役員および監査等委員会に報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うこと を禁止し、その旨を周知徹底する。また、事務管理部担当役員は、 定期的に監査等委員会に対し、内部通報の状況の報告を行う。
- ⑧ 当社の監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の 前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる 費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家の利用等、監査等委員である取締役の職務の遂行(監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る)について生ずる費用の前払いまたは債務の請求をした時は、すみやかに当該費用または債務を処理する。

- ⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査等委員会は、代表取締役、内部監査室、会計監査人とそれぞれ 定期的に意見交換をする。
 - ・各監査等委員である取締役は、その職務のために必要な場合は、弁 護士、公認会計士等の外部の専門家との連携を図るとともに、社内 外において開催される会議に参加することができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は「コンプライアンス委員会」を四半期毎に開催し、インサイダー取引規制の啓蒙や労働者派遣法などの法改正対応を確認することでコンプライアンスの維持・向上を図りました。また、「危機管理規程」に基づき、危機管理に関する必要な施策および導入ならびに監督を行う「危機管理委員会」を四半期毎に開催し、子会社を含む当社グループのリスク評価を行いました。さらに、当社本社地区は、東海地震など大規模地震の対象地域にあることから避難訓練や、災害発生時にいち早く安否確認を可能とするための安否確認訓練を実施し、その管理レベルの向上およびリスク低減に努めました。

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役6名と監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名を取引所に対し、独立役員として届け出ております。)で構成され会社の重要な業務執行の決定および取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を 当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社に よる実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守事項について、各部室を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査等委員会に報告しました。

監査等委員は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し監査等委員間の情報共有に基づき会社の状況を把握しました。さらに、取締役会をはじめ経営会議、コンプライアンス委員会等重要会議に出席するとともに、監査等委員でない取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、監査等委員でない取締役および使

用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査等委員は、稟議書などの重要な決議書類の閲覧、さらに業務および財産の状況の調査等により厳正な監査を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当する事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会の決議により行う旨を定款に定めており、株主の皆様への利益還元を重要な資本政策の一つと位置付けております。また、利益配分につきましては、長期的観点から事業収益の拡大と株主資本利益率の向上を図ると共に、自己資本の充実と財務体質強化、株主の皆様への長期的、安定的な配当水準の維持に努めることを基本方針とし、利益配当額を決定しております。当事業年度の剰余金の配当金につきましては、上記方針に基づき、財務状況ならびに業績等を総合的に勘案し、2020年5月28日開催の取締役会決議により、1株当たり50円とさせていただきます。なお、配当金の支払開始日(効力発生日)は2020年6月9日(火曜日)とさせていただきます。

なお、当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

⁽注) 本事業報告に記載の金額等は、表示未満の端数を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表 (2020年3月31日現在)

資産のき	R	負債の部	R THE STATE
科目	· 金額	科 目	· 金 額
流動資産	8, 798, 895	流動負債	3, 711, 953
現金及び預金	5, 367, 285	買掛金	678, 437
売掛金	3, 259, 109	1年内返済予定の長期借入金	789, 910
商品及び製品	5, 144	未 払 法 人 税 等	374, 832
位 掛品	,	当 与 引 当 金	ŕ
	82, 442		826, 817
貯 蔵 品	6, 077	そ の 他	1, 041, 956
その他	79, 159		000 007
貸 倒 引 当 金	△325	固定負債	686, 327
固 定 資 産	1, 893, 716	長期借入金	686, 327
有 形 固 定 資 産	1, 059, 386	負 債 合 計	4, 398, 280
建物及び構築物	443, 493	純資産の部	3
土 地	540, 661	株 主 資 本	6, 335, 858
そ の 他	75, 230	資 本 金	550, 150
無 形 固 定 資 産	121, 410	資 本 剰 余 金	517, 550
ソフトウェア	113, 907	利 益 剰 余 金	5, 269, 252
そ の 他	7, 502	自己株式	△1,093
投資その他の資産	712, 920	その他の包括利益累計額	△47, 314
投 資 有 価 証 券	16,836	その他有価証券評価差額金	5, 444
退職給付に係る資産	243, 732	退職給付に係る調整累計額	△52, 759
繰 延 税 金 資 産	253, 249	非支配株主持分	5, 786
そ の 他	199, 101	純 資 産 合 計	6, 294, 330
資 産 合 計	10, 692, 611	負債及び純資産合計	10, 692, 611

連 結 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

	:	 科				金	額
売		上	高			_	16, 250, 973
売	上	原	価				12, 577, 295
	売	上	総	利 益			3, 673, 678
販売	売費及	び一般管	7理費				1, 950, 628
	営	業	利	益			1, 723, 049
営	業	外 収	益				
	受	取		利	息	9	
	受	取	配	当	金	378	
	助	成	金	収	入	16, 867	
	保	険	配	当	金	2, 173	
	受	取	手	数	料	585	
	受	取		家	賃	135	
	そ		\mathcal{O}		他	3, 527	23, 676
営	業	外 費					
	支	払		利	息	8, 731	
	そ		\mathcal{O}		他	690	9, 421
	経	常	利	益			1, 737, 304
特	別		益				
	受	取	保	険	金	15, 000	15, 000
特	別		失	HA La			
	固	定資		除却	損 ^	4, 709	
	役 投 資	員 資 有 価	用 証 差	慰 * 評 価	金 損	15, 000	90 554
∓∺	金等			斧 評 価 期 純 利		845	20, 554 1, 731 , 750
税 法	立 节 人 税.		前 当 : 税 及			515, 933	1, 731, 730
法	人化人人		- M. 及 等 - 訓		額	△23, 295	492, 638
当	, •		純純	利	益	△∠25, ∠35	1, 239, 111
				当期純和			1, 544
				当期純和			1, 237, 566
י לעלי	△ 1⊥ 1/1	`エ !~ /# .	7 7 0	79J (PC 1	.) шп	1	1, 207, 000

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金資本剰余金利益剰余金自	己株式 株主資本合計			
当 期 首 残 高	550, 150 517, 550 4, 282, 432	△895 5, 349, 236			
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	△250, 746	△250, 746			
親会社株主に帰属する当期純利益	1, 237, 566	1, 237, 566			
自己株式の取得		△198 △198			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	- 986, 820	△198 986, 622			
当 期 末 残 高	550, 150 517, 550 5, 269, 252	△1,093 6,335,858			

						包括利 退職給付に係る 調整累計額		非支配株主持分	純資産合計
当	期	首	残	高	6, 814	17, 555	24, 369	4, 241	5, 377, 848
当	期	変	動	額					
乗	余	金(の配	当					△250, 746
			主に帰 純利						1, 237, 566
É	己村	朱式	の取	:得					△198
			トの項 頁(純:		△1, 369	△70, 314	△71, 684	1, 544	△70, 139
当其	期変	動	額合	計	△1, 369	△70, 314	△71, 684	1,544	916, 482
当	期	末	残	高	5, 444	△52, 759	△47, 314	5, 786	6, 294, 330

貸 借 対 照 表 (2020年3月31日現在)

資産の音	iß.	負 債 の 部	3
科目	金 額	科目	金 額
流 動 資 産	8, 773, 321	流動負債	3, 713, 246
現金及び預金	5, 343, 102	買 掛 金	678, 157
売 掛 金	3, 258, 335	1年内返済予定の長期借入金	789, 910
商品及び製品	5, 144	未 払 金	273, 345
仕 掛 品	82, 340	未 払 費 用	273, 111
貯 蔵 品	6,077	未 払 法 人 税 等	373, 448
前 渡 金	38, 196	未 払 消 費 税 等	265, 503
前 払 費 用	38, 840	預 り 金	76, 121
そ の 他	1,609	前 受 収 益	148, 115
貸 倒 引 当 金	△325	賞 与 引 当 金	823, 908
固 定 資 産	1, 965, 196	そ の 他	11,625
有 形 固 定 資 産	1, 059, 386	固 定 負 債	686, 327
建物	442, 188	長期借入金	686, 327
構築物	1, 305	負 債 合 計	4, 399, 573
工具、器具及び備品	75, 230	純資産の部	3
土 地	540, 661	株 主 資 本	6, 333, 499
無形固定資産	125, 293	資 本 金	550, 150
ソフトウェア	117, 791	資本剰余金	517, 550
そ の 他	7, 502	資本準備金	517, 550
投資その他の資産	780, 517	利益剰余金	5, 266, 893
投資有価証券	16, 836	利 益 準 備 金	14, 305
関係会社株式	15, 000	その他利益剰余金	5, 252, 588
長期前払費用	18, 346	別途積立金	630, 000
前払年金費用	319, 754	繰越利益剰余金	4, 622, 588
繰 延 税 金 資 産	229, 986	自 己 株 式	△1, 093
そ の 他	180, 593	評価・換算差額等	5, 444
		その他有価証券評価差額金	5, 444
		純資産合計	6, 338, 944
資 産 合 計	10, 738, 518	負債及び純資産合計	10, 738, 518

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から) 2020年3月31日まで)

		4		目		金	額
売		上	高				16, 242, 593
売	上	原	価				12, 538, 269
	売	上 #	総	利 益			3, 704, 324
販売	売費及で	ブー般管	理費				1, 985, 643
	営	業	利	益			1, 718, 681
営	業	外 収	益				
	受	取		利	息	9	
	受	取	配	当	金	378	
	助	成	金	収	入	14, 631	
	保	険	配	当	金	2, 173	
	受	取	手	数	料	585	
	受	取		家	賃	135	
	そ		\mathcal{O}		他	1, 980	19, 893
営	業	外 費	用				
	支	払		利	息	8, 731	
	そ		\mathcal{O}		他	690	9, 421
	経	常	利	益			1, 729, 153
特	別	利	益				
	受	取	保	険	金	15,000	15, 000
特	別	損	失				
		主 資	産	除却	損	4, 709	
	役	員	弔	慰	金	15, 000	
	投 資			条 評 価	損	845	20, 554
税		前当	期	純 利	益		1, 723, 599
	人税、			び事業	税	513, 961	
法	人			周 整	額	△23, 295	490, 666
当	期	1 1	沌	利	益		1, 232, 932

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から) (2020年3月31日まで)

						株主資本					
								資本剰余金	利	益 剰 余	金
					資	本	金	次十半出入	到光準牌人	その他利	益剰余金
								頁 平 平 佣 並	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金
当	期	首	残	高		550,	150	517, 550	14, 305	630, 000	3, 640, 402
当	期	変	動	額							
乗	1 余	金(の配	当							△250, 746
弄	4 期	純	利	益							1, 232, 932
É	1 己 1	朱式	の取	得							
			の項 頁(純額								
当	期変	動	額合	計			_	_	_	_	982, 186
当	期	末	残	高		550,	150	517, 550	14, 305	630, 000	4, 622, 588

	杓	主 資 🌣	評価・換算差額等		
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券	純資産合計
	利益剰余金合計			評価差額金	
当 期 首 残 高	4, 284, 707	△895	5, 351, 512	6, 814	5, 358, 326
当 期 変 動 額					
剰余金の配当	△250, 746		△250, 746		△250, 746
当 期 純 利 益	1, 232, 932		1, 232, 932		1, 232, 932
自己株式の取得		△198	△198		△198
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△1, 369	△1, 369
当期変動額合計	982, 186	△198	981, 987	△1,369	980, 617
当 期 末 残 高	5, 266, 893	△1,093	6, 333, 499	5, 444	6, 338, 944

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社システムリサーチ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

名古屋事務所

業務執行計員

指定有限青仟社員

公認会計士

大橋 正明

(EII)

(EII)

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

都 成哲

監查意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社システムリサー チの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、す なわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結 注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認め られる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムリサーチ及び連結子会社か らなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての 重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠 して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監 査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監 査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準 に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又 は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために 経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計 算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公 正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する 必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職 務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するため のものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切 な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

(EII)

株式会社システムリサーチ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監查法人

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認之

業務執行社員

公認会計士 大橋 正明 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

都 成哲

監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社システムリサーチの2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、 監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するための ものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な 監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査当委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる 事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用 の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明 するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等の意見疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職 務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であ ると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社システムリサーチ 監査等委員会

 常勤監査等委員
 上田 美代子 ⑩

 監査等委員
 安井 悟 ⑪

 監査等委員
 近藤 登 ⑪

 監査等委員
 越川靖 之 ⑩

- (注1) 監査等委員安井悟、近藤登及び越川靖之は、会社法第2条第15号及び第331 条第6項に規定する社外取締役であります。
- (注2) 当社は2019年6月26日開催の第39回定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2019年4月1日から上記株主総会時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件 取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(6名)は、本総 会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員 である取締役を除く。) 5名の選任をお願いするものであります。 各候補者の選定にあたっては、客観性・適時性・透明性を確保する 観点から、複数の独立社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会にお いて審議して、全候補者において適正であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 候補者は、次のとお りであります。

候補者	氏 名	略歴、地位、担当および	所有する
番号	(生年月日)	重要な兼職の状況	当社の株式数
		1970年7月 コンピューターサービス㈱	
		(現SCSK㈱) 入社	
	やまだ としゅき	1981年3月 当社設立	
	山山田敏道行	当社代表取締役社長 就任	1 005 000 14
	(1949年4月12日生)	2014年4月 当社代表取締役会長 就任	1,365,800株
		(現在に至る)	
1		(重要な兼職の状況)	
		㈱ソエル取締役	
	(取締役候補者と)	た理由)	

山田敏行氏は、創業者として卓越した経営手腕を発揮し、当社グループの礎 を築きあげました。候補者の豊富な経験および幅広い見識とリーダーシップ は、当社グループの持続的な企業価値の向上に不可欠と判断し、選任をお願 いするものであります。

候補者	氏名		、地位、担当および	所有する
番号	(生年月日)	_	重要な兼職の状況	当社の株式数
		1984年8月		
		1998年4月	当社システム技術部ゼネラ	
			ルマネージャー	
			当社執行役員 就任	
		2005年2月	当社取締役 就任	
			システム技術部ゼネラルマ	
			ネージャー	
		2006年4月	当社取締役	
			システム技術1部、システ	
			ム技術 2 部、東京支店担当	
		2014年10月	当社取締役	
			システム技術1部、システ	
			ム技術2部、東京支店、イ	
	平山 宏	001557 1 1	リイソリューション部担当	=
	(1959年11月20日生)	2015年4月	当社取締役	51,928株
			システム開発1部、システ	
2			ム開発2部、システム開発	
		00105 1 1	3部、大阪支店担当	
		· ·	当社取締役 事業部門担当	
		2018年6月	当社取締役	
			製造システム事業部、自動	
			車システム事業部、東京シ	
			ステム事業部、イリイソリ	
			ューション部担当	
		2019年7月	当社代表取締役社長 就任	
			自動車システム事業部担当	
		((現在に至る)	
		(重要な兼理		
	(元,公元,(元,14,14,11))		㈱ソエル取締役	
	(取締役候補者とし	ンに埋田)		

平山宏氏は、当社のシステム開発事業部門を統括し事業拡大に多大な実績を 残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選 任をお願いするものであります。

候補者	氏 名		、地位、担当および	所有する
番号	(生年月日)		重要な兼職の状況	当社の株式数
		1980年4月	東邦ガス㈱入社	
		1989年3月	当社入社	
		2013年4月	当社システム技術2部ゼネ	
			ラルマネージャー	
		2016年4月	当社執行役員 就任	
			システム開発1部、大阪支	
	うめもと み え 梅 本 美 恵		店担当	
	一件 平 夫 忠 (1961年11月20日生)	2018年4月	当社執行役員	12,800株
	(1901年11月20日生)		産業システム事業部担当	
3		2018年6月	当社取締役 就任	
3			産業システム事業部担当	
		2020年1月	当社取締役	
			産業システム事業部、大阪	
			支店担当	
			(現在に至る)	
1	/ 元 , / ナ / ロ , / フ , ↓ ト ナ))). TII. [.]		

(取締役候補者とした理由)

梅本美恵氏は、当社のシステム開発事業部門を担当し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。

候補者	氏 名	略歴、地位、担当および	所有する
番号	(生年月日)	重要な兼職の状況	当社の株式数
4	** ** * * * * * * * * * * * * * * * *	1984年4月 トリオシステムプランズ㈱ 入社 1986年12月 当社入社 2006年4月 当社入社 2007年4月 当社システム技術2部ゼネラルマネージャー 2007年4月 当社システム開発1部ゼネラルマネージャー 2013年4月 当社システム開発2部ゼネラルマネージャー 2015年4月 当社執行役員 就任システム開発3部担当 2018年4月 当社執行役員 製造システム事業部担当 2019年6月 当社取締役員製造システム事業部担当 2020年1月 当社取締役 製造システム事業部担当 2020年1月 当社取締役 製造システム事業部担当 (現在に至る)	15, 900株
	(取締役候補者とし	した理由)	
	" ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	上のシステム開発事業部門を担当し事業拡力	
		今後も継続的な事業拡大を推進するために	
	│豊富な経験および┆	畐広い見識と強いリーダーシップが必要で	あると判断し、
	選任をお願いするも	っのであります。	

候補者	氏 名	略歷	、地位、担当および	所有する
番号	(生年月日)]	重要な兼職の状況	当社の株式数
		1986年4月	㈱大和計算センター(現	
			㈱大和システムクリエイ	
			ト)入社	
		1988年6月	当社入社	
		2007年4月	当社システム技術2部ゼネ	
			ラルマネージャー	
		2013年4月	当社東京支店長	
	カたなべ たかふみ	2015年4月	当社執行役員 就任	
			東京支店、イリイソリュー	14, 100株
	(1964年7月8日生)		ション部担当	
_		2018年4月	当社執行役員	
5			東京システム事業部、イリ	
			イソリューション部担当	
		2019年6月	当社取締役 就任	
			東京システム事業部、イリ	
			イソリューション部担当	
			(現在に至る)	
1	(中经知及北北).1	ナー 7日 上)		

(取締役候補者とした理由)

渡邉貴文氏は、当社のシステム開発事業部門を担当し事業拡大に多大な実績を残しております。今後も継続的な事業拡大を推進するためには、候補者の豊富な経験および幅広い見識と強いリーダーシップが必要であると判断し、選任をお願いするものであります。

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いする ものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を 得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名	H	各歴、地位、担当および	所有する
(生年月日)	重要な兼職の状況		当社の株式数
だしかわ ただし 西 河 直 (1948年12月12日生)	1971年4月	豊田通商㈱入社	
	1998年3月	同社経営企画室システム企画部	
		長格	
	2002年7月	㈱豊通シスコム出向	
	2003年7月	同社取締役 就任	
	2005年6月	同社へ転籍	— 株
	2006年7月	同社執行役員(東京支店長)	
	2009年6月	同社退社、嘱託	
	2009年9月	同社テクノセンター長	
	2011年6月	当社監査役 就任	
	2019年6月	当社監査役 退任	

(補欠の社外取締役候補者とした理由)

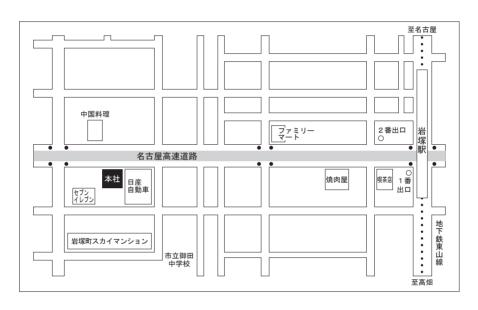
西河直氏は、会社経営等に係る豊富な経験および幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補 欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 西河直氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 西河直氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 西河直氏が監査等委員である社外取締役として就任した場合、当社は同氏との間で、会社 法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締 結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に 定める最低責任限度額とします。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所に対し、独 立役員として届け出る予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区岩塚本通二丁目12番 当社本社7階会議室



地下鉄 東山線「岩塚駅」1番出口より西(左)へ徒歩5分

◎駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。